

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集

「自主行動型」が肝の協力会活動

～フルハーネス型安全帯も定着～

ナカノフドー友愛会

わが社の安全衛生活動は、今

全員参加でルールを整備

新日軽北陸

別冊付録

2012年1月1日号～12月15日号掲載

送検事例

本誌未掲載事案も追加収録

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

No.2179

2013

2 / 1



労災認定の境界線

社労士が教える

<執筆>

一般社団法人SRアップ21東京会
武蔵野社労士フォーラム

代表 藤見義彦

第146回

スクールバス運転手が園児を送迎中に脳出血を発症

■ 災害のあらまし ■

Y幼稚園のスクールバスの運転業務に従事していた嘱託職員Aはある日、見送りの園児を降車させた際、突然のめまいに襲われ具合が悪くなってしまった。バス車内でしばらく休憩をとったものの一向に回復の兆しがなかったので、同乗していた保育士Bが救急車を呼び、市内の病院(脳神経外科)に搬送された。同病院で「脳出血」と診断され、Aはそのまま入院することとなった。

従来4人で行っていた運行業務を2人で行っていたため、この6カ月間の各月においてAがY幼稚園に拘束されている時間は、いずれの月も300時間を超えていた。

■ 判断 ■

Aは、過去の定期健康診断結果から高血圧が指摘されているが、家族を含めて脳・心臓疾患の既往歴もなかった。定期健康診断で高血圧の指摘を受けるものの、これによる治療状況もなく、通常の業務に従事できていた状況のみでも本人の要因をもってこの疾病を発症したものと認めにくい。

一方でAは、発症前の長期間にわたって「不規則な勤務」「拘束時間の長い勤務」に従事することで疲労の蓄積が生じ、これが血管病変などを著しく増悪させ、疾病を発症させたものとするのが妥当であり、業務上と判断された(労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病と認定)。

■ 解説 ■

脳・心臓疾患の労災認定に当たって、かつては、主として発症前1週間程度の期間における業務量、業務内容などを中心に業務の過重性が評価されてきたが、平成13年12月、長期間にわたる疲労の蓄積につ

いても業務による明らかな過重負荷として考慮されることとなり、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準」が改正された。

業務による明らかな過重負荷は、発症直前から前日までの間において、異常な出来事(例えば、業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与し、著しい精神的負荷を受けた等)に遭遇したか。また、短期間(発症前おおむね1週間)および長期間(発症前おおむね6カ月間)において、過重業務に就労したと認められるか否かを業務量、業務内容、作業環境など具体的な負荷要因(労働時間、不規則な勤務、拘束時間の長い勤務等)を考慮し、同僚などにとっても特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から客観的、総合的に判断される。

Y幼稚園では、園児を自宅前まで送迎するサービスを行っており、スクールバスの運行ルートも複雑多岐にわたっていた。運転手が欠員となった半年前からは、特にシフト編成に時間がかかるようになり、翌日の業務の予定が前日の午後2時頃にならないと発せられないため、Aはそれまでの間、翌日の業務開始時刻、運行ルート、行程などは全く分からない状態であった。

業務予定が発せられて初めて業務開始時刻が判明するが、Aの当該日の業務開始時刻は、午前6時台から午前10時台、終業時刻は午後3時台から午後9時台と不規則な状態であった。また、休日についても同様であり、当該日の前日の午後2時以降に初めて、休日が与えられるか否かが決定される状態であった。さらに、発症前6カ月間を通して、各月の拘束時間は全て300時間を超えるものであった。

ただ、疲労の蓄積をもたらす最も重要な



要因と考えられる労働時間については、発症前6カ月間における時間外労働時間数は、最大値でも発症2カ月前の75時間30分であり、発症6カ月間における時間外労働時間の最大となる平均値は70時間26分(～発症3カ月前までの期間)であった。これは、業務の過重性を具体的に評価する場合の労働時間の目安である「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること」に該当しないため、これをもって発症との関連性が強いと判断することはできない。

以上のことから、Aは、時間外労働時間数のみでは著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事したとは認められないが、労働時間以外の負荷要因として、「不規則な勤務」「拘束時間の長い勤務」の業務に従事することにより疲労の蓄積が生じ、これが血管病変などを自然経過を超えて著しく増悪させ、疾病を発症させたものと判断できるので、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に該当する疾病と認定することが妥当である。